

吹田市指名競争入札（電子入札） 共通入札説明書

吹田市電子入札システムを用いて行う指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この「吹田市指名競争入札（電子入札） 共通入札説明書」のほか、「入札について（通知）」及び「吹田市電子入札心得書（指名競争入札）」（以下「電子入札心得書」という。）の内容を遵守するとともに、「設計図書」、「吹田市財務規則」及び「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」等その他契約締結に必要な条件を承認のうえ入札しなければならない。

1 電子入札システムについて（一般事項）

（１）吹田市電子入札システム（以下「システム」という。）により入札書の提出等の手続を行う。

○吹田市ホームページの「電子入札」

URL （ <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/index.html> ）

（２）システムの操作マニュアルについては、吹田市ホームページの「操作マニュアル」よりダウンロードすることができる。

○吹田市ホームページの「操作マニュアル」

URL

（ <https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/1017989/1004112.html> ）

2 予定価格等の公表

「予定価格」及び「最低制限価格」を次のとおり公表する。

（１）予定価格

「入札について（通知）」及びシステムにより事前公表

（２）最低制限価格

システムにより事後公表

3 指名通知の受理及び受領確認書の提出

入札参加者に対しシステムにより指名通知書が送付されるので、案件を確認後、受領確認書をシステムにより提出すること。

4 現場説明会

実施しない。

5 設計図書等の交付方法

システムによりダウンロードすること。

6 4週8休工事

4週8休対象工事は特記仕様書等で定めるので、案件ごとに確認すること。

7 入札等の延期又は中止

システムに障害が発生した場合、その他特別な事情がある場合には、入札等を延期又は中止することがある。

8 緊急連絡事項の確認

当該入札執行の延期、中止又はその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、緊急連絡事項を定期的に確認すること。

なお、緊急連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本市は一切の責めを負わない。

○吹田市ホームページの「緊急連絡事項」

URL (<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1021115/index.html>)

9 入札書の提出方法

- (1) システムにより入札書を提出するものとし、郵送、電送、電報又は持参等による入札は受け付けない。なお、入札金額(税抜)のほか任意の電子くじ用数値(3桁)を必ず入力すること。
- (2) システムにより入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。
- (3) システムの利用時間は午前9時から午後5時(土曜・日曜及び国民の休日を除く。)までのシステム稼働中とする。パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるので、受付期間内に余裕を持って入札書の提出を完了すること。
- (4) 入札書受付期間
「入札について(通知)」及びシステムによる。

10 積算内訳書の提出

システムから様式をダウンロードして積算内訳書を作成し、必ず入札書に添付すること。積算内訳書は、入札者及び金額欄の全ての項目に入力し、積算内訳書の合計金額(税抜)は、入札金額に一致すること。また、添付ファイルの形式は Microsoft Excel 又はPDFとし、添付の際には必ず事前にウィルスチェックを行うこと。

11 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、システムにより入札書を提出した後は、入札を辞退することができない。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札書の受付期間中にシステムにより入札書に替えて入札辞退届を

提出するものとする。

(3) 入札書の受付期間を経過しても入札書が未着の場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

12 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

14 開札日時

「入札について（通知）」及びシステムによる。

15 入札の無効

次の(1)から(6)に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 「入札について（通知）」及び「電子入札心得書」に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札

(3) 「積算内訳書」の添付がない又は必要事項が記載されていない入札

(4) 「積算内訳書」に記載された合計金額（税抜）と入札金額が一致しない入札

(5) 指名通知の日から落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者がした入札

(6) 指名通知の日から落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした入札

16 入札の失格

予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札は失格とする。

17 落札者の決定

(1) システムにより提出された積算内訳書に不備がないかを確認後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札者を決定する。

○吹田市ホームページの「電子くじ」

URL

(<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1017987/1017989/1004105.html>)

- (3) 落札者の決定については、システムにより入札参加者全員に通知する。落札者には電話連絡をするので、以下の書類を開札日当日中に速やかに契約検査室まで提出すること。

ア 配置予定技術者等調書

イ 配置予定技術者の資格者証の写し（実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書を提出すること。）

ウ 配置予定技術者を直接的かつ恒常的（入札日以前3ヶ月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの（健康保険被保険者証の写し等）

エ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（税込）が500万円以上の場合のみ）

18 契約の締結

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書（契約内容を記載した電磁的記録を含む。）の作成を要する。
- (2) 議会の議決を付すべき案件については、市議会の議決を経るまでは仮契約とし、可決後に本契約としての効力が生ずるものとする。
- (3) 議会の議決を付すべき案件としているものであっても、前号の規定によらず、市長の専決処分により市議会の議決を経ることなく、本契約を締結する場合がある。

19 落札決定の取消し及び仮契約の解除

- (1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき

イ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき

ウ 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき

エ 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

カ 電子入札心得書第10条第8号に該当する行為があったと認められるとき

キ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

- (2) (1) により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。
- (3) 「入札について（通知）」により、議会の議決を付すべき案件となっている場合は、落札者が本契約までの間に、(1) のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除することができる。

- (4)(3)により仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

20 契約保証金

落札者は、請負代金額の100分の10以上の額を保証する次の(1)～(5)に掲げるいずれかの契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) 当契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

21 その他

「吹田市財務規則」、「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」及び「電子入札心得書」については、本市ホームページで確認すること。

22 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話（直通） 06-6384-1489